

令和 7 年度 税制改正 要望事項（新設・**拡充**・延長）

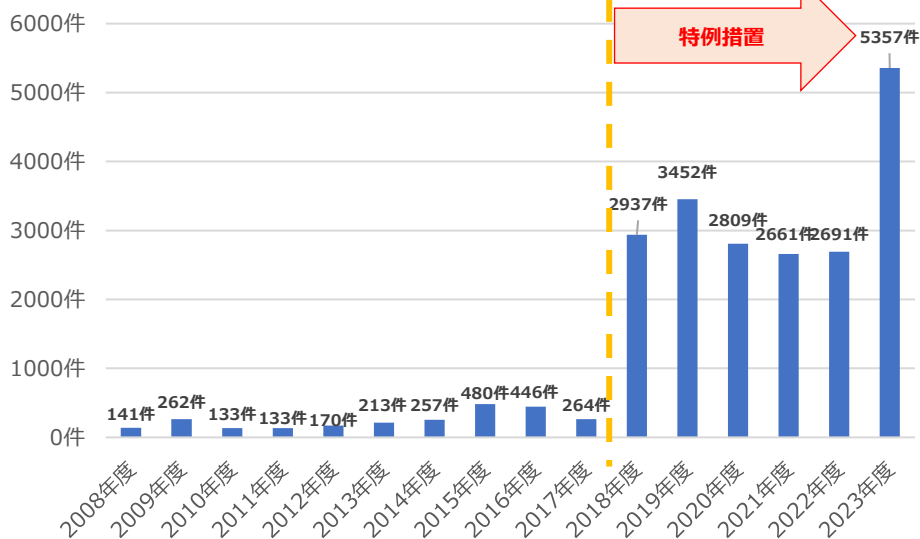
（経済産業省中小企業庁事業環境部財務課）

項目名	法人版及び個人版事業承継税制の見直し								
税目	相続税 贈与税 租税特別措置法第 70 条の 6 の 8 から第 70 条の 7 の 8 まで 租税特別措置法施行令第 40 条の 7 の 8 から第 40 条の 8 の 8 まで 租税特別措置法施行規則第 23 条の 8 の 8 から第 23 条の 12 の 5 まで								
要望の内容	<p>経営者の高齢化の進展等を鑑み、中小企業の事業承継を一層後押しし、生産性向上・成長を支援する観点から、非上場株式等についての納税猶予及び免除の特例（法人版事業承継税制）・個人の事業用資産についての納税猶予及び免除（個人版事業承継税制）について、役員就任要件の見直し等を行うとともに、本税制の適用期間における事業承継の取組等も踏まえ、円滑な事業承継の実施のために必要な措置について検討する。</p> <table border="1" data-bbox="901 896 1487 1064"> <tr> <td>平年度の減収見込額</td> <td>－百万円</td> </tr> <tr> <td>（制度自体の減収額）</td> <td>（▲151,000 百万円）</td> </tr> <tr> <td>（改正増減収額）</td> <td>（－百万円）</td> </tr> </table>			平年度の減収見込額	－百万円	（制度自体の減収額）	（▲151,000 百万円）	（改正増減収額）	（－百万円）
平年度の減収見込額	－百万円								
（制度自体の減収額）	（▲151,000 百万円）								
（改正増減収額）	（－百万円）								
新設・拡充又は延長を必要とする理由	<p>(1) 政策目的</p> <p>経営承継の一層の円滑化により経営者の高齢化や後継者不足を原因とした廃業を減少させることで、技術力やサービス等を含む優良な経営資源を有する中小企業の事業の継続に繋げ、ひいては地域経済の活力維持・発展を実現する</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>法人版事業承継税制（特例措置）の創設当時（平成 30 年）には、経営者年齢のピークは 60 代後半であったが、令和 5 年時点の経営者年齢のピークは 50 代後半になり、なだらかになりつつある。</p> <p>他方で、70 代以上の経営者割合は依然として大きく、コロナ禍や物価高騰等の急激な経営環境の変化により、事業承継の具体的な検討が遅れている影響が考えられる。</p> <p>加えて、今後事業承継を本格的に検討していく 60 代経営者も、特例措置の創設時（平成 30 年）と同規模存在している。</p> <p>このような状況等を踏まえ、適用期間が到来するまでの間、本税制を最大限に活用できるよう、役員就任要件の見直し等を行うことが必要。加えて、中小企業の事業承継の取組等を踏まえ、円滑な事業承継の実施のために必要な措置について検討が必要。</p>								

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>7. 中小企業の発展</p> <p>○経済財政運営と改革の基本方針 2024～賃上げと投資がけん引する成長型経済の実現～（令和6年6月21日）</p> <p>第2章 社会課題への対応を通じた持続的な経済成長の実現</p> <p>2. 豊かさを支える中堅・中小企業の活性化</p> <p>（2）中堅・中小企業の稼ぐ力</p> <p>事業承継及びM&Aの環境整備に取り組む。事業承継税制の特例措置について、役員就任要件の見直しを検討する。第三者への承継を促進する税制の在り方の検討を深める。</p>																																																																									
		政策の達成目標	<p>相続税・贈与税の負担が障害となり円滑な事業承継に取り組めていない中小企業・小規模事業者の経営者について、税負担を軽減することにより円滑かつ早期の事業承継を実現させ、事業の継続・発展を通じた地域経済の活性化や雇用の維持を図る。</p>																																																																									
		租税特別措置の適用又は延長期間	<p>法人版事業承継税制 （一般措置）期限の定めなし。 （特例措置）令和9年末まで。 個人版事業承継税制 令和10年末まで。</p>																																																																									
		同上の期間中の達成目標	<p>政策の達成目標と同じ。</p>																																																																									
		政策目標の達成状況	<p>法人版事業承継税制（特例措置）の創設当時（平成30年）には、経営者年齢のピークは60代後半であったが、令和5年時点の経営者年齢のピークは50代後半になり、なだらかになりつつある。</p> <p>他方で、70代以上の経営者割合は依然として大きく、コロナ禍や物価高騰等の急激な経営環境の変化により、事業承継の具体的な検討が遅れている影響が考えられる。</p> <p>加えて、今後事業承継を本格的に検討していく60代経営者も、特例措置の創設時（平成30年）と同規模存在している。</p> <p style="text-align: center;">経営者年齢の推移</p> <table border="1"> <caption>経営者年齢の推移 (推定値)</caption> <thead> <tr> <th>年齢層</th> <th>2010年</th> <th>2015年</th> <th>2020年</th> <th>2023年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>15~19</td><td>0%</td><td>0%</td><td>0%</td><td>0%</td></tr> <tr><td>20~24</td><td>0%</td><td>0%</td><td>0%</td><td>0%</td></tr> <tr><td>25~29</td><td>0%</td><td>0%</td><td>0%</td><td>0%</td></tr> <tr><td>30~34</td><td>1%</td><td>1%</td><td>1%</td><td>1%</td></tr> <tr><td>35~39</td><td>2%</td><td>2%</td><td>2%</td><td>2%</td></tr> <tr><td>40~44</td><td>5%</td><td>5%</td><td>5%</td><td>5%</td></tr> <tr><td>45~49</td><td>10%</td><td>10%</td><td>10%</td><td>10%</td></tr> <tr><td>50~54</td><td>12%</td><td>12%</td><td>12%</td><td>12%</td></tr> <tr><td>55~59</td><td>13%</td><td>13%</td><td>13%</td><td>15%</td></tr> <tr><td>60~64</td><td>21%</td><td>14%</td><td>14%</td><td>14%</td></tr> <tr><td>65~69</td><td>18%</td><td>18%</td><td>13%</td><td>13%</td></tr> <tr><td>70~74</td><td>10%</td><td>10%</td><td>13%</td><td>12%</td></tr> <tr><td>75~79</td><td>5%</td><td>5%</td><td>7%</td><td>8%</td></tr> <tr><td>80~</td><td>3%</td><td>3%</td><td>5%</td><td>5%</td></tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">（出所）「2023年度版中小企業白書」を基に作成。</p>	年齢層	2010年	2015年	2020年	2023年	15~19	0%	0%	0%	0%	20~24	0%	0%	0%	0%	25~29	0%	0%	0%	0%	30~34	1%	1%	1%	1%	35~39	2%	2%	2%	2%	40~44	5%	5%	5%	5%	45~49	10%	10%	10%	10%	50~54	12%	12%	12%	12%	55~59	13%	13%	13%	15%	60~64	21%	14%	14%	14%	65~69	18%	18%	13%	13%	70~74	10%	10%	13%	12%	75~79	5%	5%	7%	8%	80~	3%	3%
年齢層	2010年	2015年	2020年	2023年																																																																								
15~19	0%	0%	0%	0%																																																																								
20~24	0%	0%	0%	0%																																																																								
25~29	0%	0%	0%	0%																																																																								
30~34	1%	1%	1%	1%																																																																								
35~39	2%	2%	2%	2%																																																																								
40~44	5%	5%	5%	5%																																																																								
45~49	10%	10%	10%	10%																																																																								
50~54	12%	12%	12%	12%																																																																								
55~59	13%	13%	13%	15%																																																																								
60~64	21%	14%	14%	14%																																																																								
65~69	18%	18%	13%	13%																																																																								
70~74	10%	10%	13%	12%																																																																								
75~79	5%	5%	7%	8%																																																																								
80~	3%	3%	5%	5%																																																																								

法人版事業承継税制は、平成 30 年度の特例措置創設後に急激に活用件数が増加したものの、令和 2 年度～令和 3 年度はコロナ禍の影響で件数が減少した。

税制活用の推移



※法人版について、2017 年度以前は計画認定件数、2018 年度以降は特例承継計画申請件数をカウント。(2024 年 3 月末時点集計)

有効性

要望の措置の適用見込み

制度の適用を受ける全ての中小企業者が適用対象となりうる。適用見込み約 3,000 件/年（平成 30 年度実績と同程度の水準で特例承継計画の提出があるものと仮定）

要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)

制度の適用を受ける中小企業者の要件が緩和されること等により、制度活用のより一層の促進に繋がる。

相当性

当該要望項目以外の税制上の措置

- ・小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例（租特法第 69 条の 4）
- ・相続財産に係る株式をその発行した上場会社等以外の株式会社に譲渡した場合のみなし配当課税の特例（租特法第 9 条の 7）

予算上の措置等の要求内容及び金額

- 事業承継円滑化のための総合的支援策として、下記の予算措置等を講じている。
- ・事業承継・事業引継ぎ推進事業（令和 5 年度補正予算 中小企業生産性革命推進事業 2,000 億円の内数）
 - ・事業承継総合支援事業（令和 5 年度第補正予算 中小企業活性化・事業承継総合支援事業 52 億円の内数、令和 6 年度当初予算 146 億円の内数）

上記の予算上の措置等と要望項目との関係

事業承継円滑化のための総合的支援策として、上記の予算措置等を講じている。このような総合的な支援を行うことにより、親族内承継・親族外承継、個人事業形態・会社形態、相続税負担の有無等にかかわらず、事業承継全般の支援が可能となる。

		要望の措置の妥当性	今後事業承継を本格的に検討していく経営者やコロナ禍や物価高騰等の急激な経営環境の変化により事業承継の具体的な検討が遅れている経営者の状況を踏まえ、引き続き、円滑かつ早期の事業承継を実現させる必要がある。
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項		租税特別措置の適用実績	<p><平成 30 年度> 特例承継計画の申請件数：2,937 件</p> <p><令和元年度> 特例承継計画の申請件数：3,452 件</p> <p><令和 2 年度> 特例承継計画の申請件数：2,809 件</p> <p><令和 3 年度> 特例承継計画の申請件数：2,661 件</p> <p><令和 4 年度> 特例承継計画の申請件数：2,691 件</p> <p><令和 5 年度> 特例承継計画の申請件数：5,357 件</p> <p>※令和 6 年 3 月末時点</p>
		租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—
		租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	中小企業の後継者が先代の経営者から当該中小企業の株式等の贈与・相続等を受けた場合に、一定の要件を満たしたときは、その株式等に係る贈与税・相続税が猶予及び免除されるため、後継者の税負担の軽減が図られ、事業承継に寄与する。
		前回要望時の達成目標	相続税・贈与税の負担が障害となり円滑な事業承継に取り組めていない中小企業・小規模事業者の経営者について、税負担を軽減することにより円滑かつ早期の事業承継を実現させ、事業の継続・発展を通じた地域経済の活性化や雇用の維持を図る。
		前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
	これまでの要望経緯	<p>平成 14 年度改正 取引相場のない株式等に対する相続税の課税価格の軽減措置の創設</p> <p>平成 15 年度改正 取引相場のない株式等に対する相続税の課税価格の軽減措置の要件緩和、相続時精算課税制度への適用</p>	

	<p>平成 16 年度改正 取引相場のない株式等に対する相続税の課税価格の軽減措置の対象価額上限の引き上げ</p> <p>平成 18 年度改正 物納手続の改善</p> <p>平成 19 年度改正 種類株式の評価の明確化、特定同族株式に係る相続時精算課税の特例の創設</p> <p>平成 20 年度改正 平成 21 年度改正において「取引相場のない株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予制度」を創設することを決定（税制改正大綱）</p> <p>平成 21 年度改正 平成 20 年度税制改正大綱を受け、非上場株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予制度 の創設</p> <p>平成 22 年度改正 相続税・贈与税の納税猶予制度について、特別外国子会社に係る認定要件の明確化、納税猶予税額の計算方法の見直し等</p> <p>平成 23 年度改正 相続税・贈与税の納税猶予制度について、風俗営業会社等に係る特別子会社の要件の見直し等</p> <p>平成 25 年度改正 親族外承継の対象化、雇用の 5 年継続要件の見直し、贈与時の役員退任要件を代表者退 任要件に変更等</p> <p>平成 27 年度改正 猶予継続贈与による免除規定の設置</p> <p>平成 29 年度改正 雇用要件の見直し、災害特例の創設、相続時精算課税との併用、切替確認時の中小企業要件の見直し等</p> <p>平成 30 年度改正 猶予割合・猶予対象株式数の見直し、対象者の拡充、雇用要件の弾力化、経営環境変化があった場合の免除制度、相続時精算課税制度との併用者の拡充 令和元年度改正贈与税の納税猶予における年齢要件の引下げ、資産管理型会社への該当要件の一部緩和、一定の場合における贈与税の納税湯世の免除届出の添付書類の不要、個人版事業承継税制の創設</p> <p>令和 2 年度改正 常時使用する従業員の定義の見直し</p> <p>令和 3 年度改正 後継者の役員要件の見直し、個人版事業承継税制において対象となる特定事業用資産の見直し</p> <p>令和 4 年度改正 法人版事業承継税制の特例承継計画の確認申請（提出）の期限を 1 年延長</p> <p>令和 6 年度改正 法人版事業承継税制の特例承継計画及び個人版事業承継税制の個人事業承継計画の確認申請（提出）の期限を 2 年延長</p>
--	--